

平成27年8月31日

平成27年（行コ）第7号（原審平成23年（行ウ）17号／18号）

控訴人（原審原告） 前川盛治ほか

被控訴人（原審被告） 沖縄県知事／沖縄市市長

福岡高等裁判所那覇支部民事部 御中

### 準備書面（4）

（被控訴人ら答弁書中内陸部準工業地域等、旧東恩納弾薬庫返還地に関する反論）

控訴人ら訴訟代理人弁護士 籠橋 隆明

同 鋸 口 崇

同 喜多 自然

同 栗 山 知

同 齋藤 祐介

同 白川 秀之

同 長谷川 鉦治

同 原田 彰好

同 日高洋一郎

同 間宮 静香

同 御子柴 慎

同 横 江 崇

同 松本 撤意

同 吉浦 勝正

同 宮本 増

1、沖縄市等は本件埋立事業等の背景事実として、沖縄市では基地面積が市域の36%を占め、地域活性化のために開発する土地が極端に不足していることを挙げていることから、これに対し控訴人らは、①沖縄市内陸部に開発可能な準工業地域（102ha）とこれに隣接する農業振興地域（62ha）が存在することや（原審原告準備書面（29））、②平成18年に米軍の旧東恩納弾薬庫跡地（沖縄市有地が41.8ha、民間有地が15.7ha、計約58ha）が沖縄市等に返還されたが、直後に陸上自衛隊ライフル射撃場として国に貸与された（甲B101～106）等の事実を挙げて、沖縄市等の上記の開発のための土地がないとの主張は事実と反することを主張してきた。

これに対し、被控訴人沖縄市長は、①「沖縄市内陸部の準工業地域には、住宅、商業施設、工場等が混在する中に空き地が点在しており、本件海浜開発事

業と同規模の開発を行える土地はない」、②「嘉手納弾薬庫地区の返還地は、嘉手納飛行場近くの騒音の激しい山間地であって利用困難な土地である。関係地主が自衛隊による継続使用を要望していたことから、返還後は自衛隊用地として利用されることになったのであり、同返還地においても、大規模の開発を行うことはできなかった」などとしている（同答弁書7頁）。

2、しかしながら、上記被控訴人沖縄市長の①の答弁は、同市長の「ビジョン」（甲B115、沖縄タイムス2015年5月25日記事）と矛盾している。

(1) 甲B115の「自主財源増やし雇用創出」の2段目に次の記載がある。

「内陸部の準工業地域（市知花・松本など）に製造業の誘致も進めていく。今、池武当に、インターチェンジ設置に向け検討を進めている。嘉手納町や読谷村からのアクセスも良くなり、交通の利便性も高まる。（東日本大震災以降）津波被害を想定して、企業が進出先を選ぶようになった。高台にある準工業地域に魅力を感じる企業も多いだろう。交通網が整い、地震災害の影響が少ない地域だということをしっかりアピールして、企業を誘致していきたい。」

このように、被控訴人沖縄市長は、内陸部の準工業地域（知花・松本・池武当など）が、交通網も整備され、地震災害（津波被害）も少ないところであることをアピールして企業を誘致することを表明している。「住宅、商業地域、工場等が混在する中に空き地が点在」していることも不利な条件になるなどは何も示されていない。

(2) また、被控訴人沖縄市長は同答弁書（7頁）で「本件海浜開発事業と同規模の開発を行える土地はない」とも述べているが、本件埋立事業や東部海浜開発事業等のそもそもの動機・背景事情は、「本件海浜開発事業と同規模の開発を行」うというのではなく、「沖縄市においては米軍基地及び自衛隊基地の合計面積が市域面積の約36%を占めているため、開発用地は極端に不足しており、「地域活性化のために抜本的な対策を立てなければならない」、「土地を有効活用して・・・地域全体を活性化していく必要がある」（同答弁書7～8頁）というところから出発し、その「土地を有効活用して・・・地域全体を活性化していく」手段・方法の1つとして本件埋立事業、東部海浜開発事業が立案されたのである。

すなわち、出発点は、本件埋立地を沖縄市が購入して事業化しようとしている後記の約58haの土地の確保ということではなく、基地面積が大きいために開発することができる土地が少なく、「土地を有効活用して・・・地域全体を活性化していく」ことができないという事情であって、政策目的達成のためには、必ず約58haの土地が必要であるというものではなかったのである。

いうまでもなく、国内において「本件海浜開発事業と同規模の開発を行える

土地」(約58haの土地)を確保している市町村は、仮に存在したとしても極めて少数と推測されるが、通常、国内各市町村はまとまった約58haの開発可能な土地が確保できなくとも、与えられた条件のもとで「土地を有効活用して・・・地域全体を活性化」しようとしているものであり、まとまった約58haの土地が確保できなければ地域活性化の政策目的が達成できないということにはならないのである。

そして、後記のとおり、沖縄市においては、この約58haの土地の面積に匹敵する土地が利用できた、あるいは今でも利用できると考えられるのである。

(3) また、同答弁書(7頁)は旧東恩納弾薬庫の「返還地は、騒音の激しい山間地であって、利用困難な土地」とも述べているが、この内陸部の準工業地域はこの旧東恩納弾薬庫返還地と同じく嘉手納基地に近接して騒音被害を受けている地域であり、この騒音被害の点は同じであるから、準工業地域の環境は良いが、旧東恩納弾薬庫返還地は「利用困難な土地」ということも言えないのである。したがって、準工業地域への企業誘致については騒音被害も障害となるとは考えられていないのである。

(4) そして、甲B89によれば、市内内陸部に開発可能な準工業地域は約102ha、これに隣接する農業振興地域が約62haであるが、少なくともこの準工業地域の「点在する空き地」の相当部分については、企業等の立地が可能となっている。被控訴人市長の前記ビジョンもこのことが前提となっている。

沖縄市が購入して利用しようとしている本件埋立地の面積は約58haであり、この面積に匹敵する程度の利用可能な土地が沖縄市内陸部に存在しているものと推測される。

2、上記被控訴人沖縄市長の②の主張についても事実反する点がある。

(1) 沖縄市は、旧東恩納弾薬庫(同答弁書等では嘉手納弾薬庫地区とされている)の返還について「関係地主が自衛隊による継続使用を要望していたことから、返還後は自衛隊用地として利用されることになったのであり、同返還地においても、大規模な開発を行うことはできなかった。」(同答弁書7頁)としているが、これは、経過を偽っており、また返還後の土地利用構想が存在したことも記載していない。「大規模な開発を行うことができない」くしたのは、沖縄市自身であるが、これについては全く記載されていない。

(2) 旧東恩納弾薬庫の返還は1996年(平成8年)3月28日の日米合同委員会において合意され、10年後の2006年(平成18年)10月末に返還された(甲B106-18頁・30頁等参照)。本件埋立事業は、2000年(平成12年)12月19日に免許・承認がなされているが、旧東恩納弾薬庫の返還はその4年ほど前に既に合意されており、この免許・承認の6年ほど後には

市有地だけでも約42ha、民有地も含めれば約58haの開発可能な土地が返還されることが確定していたのであり、莫大な財政的リスクや環境影響等の少ない返還土地開発の政策が可能だったのである。

(3) ところが、同返還地のうち沖縄市有地については、2006年4月の市長選で東門前市長が当選する直前(同年3月31日)に、当時の仲宗根元市長が国に対し、同年10月に返還される同返還土地について、「国に貸与する事前契約(予約締結)の同意書」(甲B101参照)を提出していた。東門前市長は当選後、国に対し上記同意書の「撤回」を求めたが、国はこの要請を認めなかった(甲B102)。なお、同記事によれば、同前市長は、やむなく同返還土地の一部(約21ha)の返還を国に求めることにしたが、この一部土地の返還も現時点で実現していない)。

(4) このように仲宗根元市長の「駆け込み契約」(予約締結の同意書提出)がなければ、少なくとも上記返還地のうち沖縄市有地約42haは「地域活性化」のために有効利用が可能であった。実際、沖縄市は2006年に同返還地の跡地利用として「アグリビジネス構想(農業生産と市民の自然体験学習を一体化し、観光産業を育成する)」の基本計画を策定し、実施する計画であったが、返還が実現せず、アグリビジネス構想は実現していない。

(5) 以上のように、既にこの仲宗根市長時代には本件東部海浜開発事業等の計画が進行中であったのであるから、自ら利用可能な土地を自衛隊に新たに賃貸しながら、他方で「米軍基地等が市域面積の36%を占めているため、開発用地が極端に不足している」ので、本件埋立事業を前提とする東部海浜開発事業を行うなどとする主張が首尾一貫していないことは明らかである。

(6) ちなみに、現在の東部海浜開発事業において沖縄市が購入し利用しようとする本件埋立土地面積は約58ha(スポーツコンベンション施設・公共用地25.2ha、民間用地32.7ha、計約58ha)であるが、それに匹敵する用地が平成18年には米軍から沖縄市と沖縄市民に返還され、そのうち約42haの土地は沖縄市有地であって自らの政策判断により開発することが可能な「まとまった土地」であった。沖縄市はこの機会を自ら放棄してきたのである。

以上